

平成25年6月24日

顧問先各位

戸田会計事務所  
所長 戸田裕陽

## あなたも相続税の申告が必要になるかもしれません！

—平成27年の相続から 基礎控除額が引下げとなります。—

### [1] 相続税の基礎控除額が、現行の6割に縮小されます。

平成25年度税制改正では、相続税・贈与税について大きな改正がありました。相続税の基礎控除額が引下げられるため、今まで相続税とは無関係と思っていた人も、申告が必要になるケースが増えるでしょう。

**現行**・・・5000万円+1000万円×法定相続人の数

**改正後**・・・3000万円+600万円×法定相続人の数（平成27年1月1日以後の相続）

相続人が「配偶者と子」の場合基礎控除額は、7000万円から4200万円に縮小されます。

**遺産総額が基礎控除額を上回る場合には、相続税の申告が必要になります。**

### [2] 相続税の申告が必要になる例

相続人が「配偶者と子」で、被相続人が都内に100㎡(約30坪)の自宅(土地・建物)を所有している場合を考えてみましょう。都内の平均的な住宅地の路線価は、40~60万円/㎡です。これに基づき遺産総額の概算をだします。

土地 路線価50万円×面積100㎡=相続税評価額 5000万円

建物 固定資産税評価額200万円×倍率1.00=相続税評価額 200万円

預貯金 1000万円として 遺産総額6200万円になります。

改正前であれば基礎控除額7000万円以下ですが、平成27年からは基礎控除額4200万円を超えてしまいます。この場合は、相続税の申告が必要になります。

### [3] 相続税額について

遺産総額が基礎控除額を超えると、基本的には相続税が発生するので申告が必要になります。しかし、「配偶者の税額軽減」「小規模宅地の評価減」等様々な特例の適用により、結果的に税額が発生しないケースがあります。税額が発生しないからといって、申告義務がなくなるわけではありません。特例を適用する意思を申告することにより表明します。特例の適用には、期限内申告や 分割後の遺産に限定される場合があります。相続税の申告期限は相続開始の日から10ヶ月です。慌てないためにも、1年に1度位の頻度で所有する資産の状況を確認し、総額を試算しましょう。対策の要不要も試算結果により検討できます。路線価発表の後、誕生日、会社の決算後等の時期を決めておくと良いでしょう。